

岩見沢市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和6年4月26日 金曜日 午後3時50分から
午後4時35分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 委員会室1・2

3. 出席委員	委 員	澁 谷 豊	(議席 1 番)
	委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
	委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
	委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
	委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
	委 員	東 秋 徳	(議席 6 番)
	委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
	委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
	委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
	委 員	長 森 睦	(議席 10 番)
	委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
	委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
	委 員	近 藤 良 介	(議席 13 番)
	委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
	委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
	委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
	委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17 番)
	委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
	委 員	森 一 男	(議席 19 番)
	委 員	井 川 和 也	(議席 20 番)
	委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
	委 員	志賀野 敏	(議席 24 番)
	委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
	委 員	平 義 昭	(議席 26 番)
	委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
	委 員	戸 田 憲一郎	(議席 28 番)
	委 員	米内山 裕 子	(議席 29 番)
	委 員	引 頭 一 宏	(議席 30 番)
	委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31 番)
	委 員	黒 島 勝 美	(議席 32 番)

委 員	坂 野 博 之	(議席 3 3 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 3 4 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 3 5 番)
委 員	佐々木 利 夫	(議席 3 6 番)

4. 欠席委員

委 員	柿 崎 壽恵子	(議席 2 2 番)
委 員	高 嶋 佳 代	(議席 2 3 番)

5. 事務局出席

事務局長	土 井 盛 慈
農地係長	森 田 佳 章
振興係長	船 戸 崇 之
事務局主査	米 澤 鎮 宏

日笠代理
議長

只今より、令和6年岩見沢市農業委員会第4回総会を開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。

議席番号17番伊藤委員、18番山田委員お願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。

本日の付議案件は、報告3件、議案5件となっております。

会期は、本日1日ということで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号 農業委員会の動向については、記載のとおりですが、ご報告いたします。

3月28日、岩見沢市農村連絡協議会懇親会が、岩見沢平安閣で開催されております。

4月1日、岩見沢農民協議会第16回定期総会が、開催されております。4月4日、令和6年度空知農業委員会連合会定期監査、そして、役員会・総会、会長・事務局長会議及び懇親会が、深川市のラカンパーニュホテル深川で開催されております。

4月11日、JAいわみざわ地域農業再生協議会通常総会及び委員・幹事会・ワーキング委員合同会議が、JAいわみざわで開催されております。

本日、4月26日、岩見沢市農業者年金協議会役員会が、岩見沢市役所で開催されております。以上でございます。

日程4、報告第2号旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。

説明を求めます。

土井局長
議長
土井局長

議長、事務局長。

事務局長。

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1から5ページ別紙2の上段の表に記載の賃貸借関係は、北海道農業公社の農地保有合理化事業による一時貸付で、賃貸借95番外14件の賃借権の設定です。

次に、5ページ別紙2の下段から7ページ別紙4の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借101番外18件の賃借権の設定です。

次に、8ページ別紙5から9ページ別紙6の表に記載の所有権関係は、一般分で、所有権196番外17件の所有権移転の設定です。

次に、10ページ別紙7から11ページ別紙8の表に記載の使用貸借関係は、一般分で、使用貸借5番外11件の使用貸借権の設定です。

以上につきまして、告示第57号で令和6年3月29日に告示したことをご報告いたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号現況証明書の交付についてを上程いたします。

説明を求めます。

森田係長
議長
森田係長

議長、農地係長。

農地係長。

総会議案12ページ、報告第3号現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回の願い出件数は北村地区1件です。

総会議案13ページ、整理番号1番です。

申請地は、平成19年より宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は平成19年10月1日、鉄骨造畜舎が建築されていることを、固定資産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。

議長

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。

日程6、議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。

ここで、[]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案17ページ、整理番号6番について説明を求めます。

船戸係長
議長
船戸係長

議長、振興係長。

振興係長。

それでは、総会議案15ページ、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について説明いたします。

まず先に、総会議案17ページ、整理番号6番について、ご説明いたします。

整理番号6番については、特例事業として公益財団法人北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業に参加し賃貸借されていましたが、他の農業者に貸し付けることから解約するもので、4月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

この案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

ここで、[]の議事参与の制限を解除します。

それでは残りの案件につきまして、説明を求めます。

船戸係長
議長
船戸係長

議長、振興係長。

振興係長。

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

総会議案16ページ、整理番号1番から2番については、他の農業者に貸し付けることから解約するもので、4月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に総会議案同ページ、整理番号3番については、特例事業として公益財団法人北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業に参加することから解約するもので、4月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に総会議案17ページ、整理番号4番については、他の農業者に貸し付けることから解約するもので、4月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に総会議案同ページ整理番号5番及び7番、総会議案18ページ8番から19ページ11番については、特例事業として公益財団法人北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業に参加し賃貸借されていましたが、他の農業者に貸し付けることから解約するもので、4月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

米澤主査
議 長
米澤主査

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程 7、議案第 2 号農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。

ここで、[] の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 2 2 ページ、整理番号 2 0 番について説明を求めます。

議長、事務局主査。

事務局主査。

それでは、総会議案 2 0 ページ、議案第 2 号 農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

総会議案 2 2 ページ、別紙 2、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 2 0 番について、先にご説明いたします。

整理番号 2 0 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[] の議事参与の制限を解除します。

次に、[] の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 2 4 ページ、整理番号 3 6 番について説明を求めます。

米澤主査
議 長
米澤主査

議長、事務局主査。

事務局主査。

次に、総会議案 2 4 ページ、別紙 4、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 3 6 番について、ご説明いたします。

整理番号 3 6 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[] の議事参与の制限を解除します。

次に、[] の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 2 4 ページ、整理番号 3 7 番について説明を求めます。

米澤主査
議 長
米澤主査

議長、事務局主査。

事務局主査。

同じく、総会議案 2 4 ページ、別紙 4、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 3 7 番について、ご説明いたします。

整理番号 3 7 番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[] の議事参与の制限を解除します。

次に、[] の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 2 4 ページ、整理番号 4 0 番について説明を求めます。

米澤主査
議 長
米澤主査

議長、事務局主査。

事務局主査。

同じく、総会議案 2 4 ページ、別紙 4、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 4 0 番について、ご説明いたします。

整理番号40番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[]の議事参与の制限を解除します。

次に、[]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案25ページ、整理番号50番、総会議案26ページ、整理番号51番について説明を求めます。

米澤主査
議 長
米澤主査

議長、事務局主査。

事務局主査。

次に、総会議案25ページ、別紙5、農地所有適格法人要件調査書の整理番号50番、及び総会議案26ページ、別紙6、整理番号51番について、ご説明いたします。整理番号50番及び51番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[]の議事参与の制限を解除します。

次に、[]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案26ページ、整理番号53番について説明を求めます。

米澤主査
議 長
米澤主査

議長、事務局主査。

事務局主査。

同じく、総会議案26ページ、別紙6、農地所有適格法人要件調査書の整理番号53番について、ご説明いたします。

整理番号53番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[]の議事参与の制限を解除します。

それでは残りの案件につきまして、説明を求めます。

米澤主査
議 長
米澤主査

議長、事務局主査。

事務局主査。

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

議案21ページ、別紙1の整理番号1番から10番、議案22ページ、別紙2の整理番号11番から19番、議案23ページ、別紙3の整理番号21番から30番、議案24ページ、別紙4の整理番号31番から35番、及び38番から39番、議案25ページ、別紙5の整理番号41番から49番、議案26ページ、別紙6の整理番号52番及び、54番から57番について、調査書のとおり全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程8、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

説明を求めます。

森田係長

議長、農地係長。

議 長
森田係長

農地係長。

それでは、総会議案 27 ページ、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は 6 件で、内訳につきましては、所有権の設定が 3 件、使用貸借権の設定が 3 件でございます。

総会議案 28 ページ、整理番号 1 番に記載の譲渡人は、高齢で耕作困難なため、所有する農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、田、畑共に [] です。

なお、申請地は 4 月 10 日に久保委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号 2 番に記載の譲渡人は、高齢で耕作困難なため、所有する農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、畑で [] です。

なお、申請地は 4 月 10 日に松永委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案 29 ページ、整理番号 3 番に記載の譲渡人は、経営規模縮小のため、所有する農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、田で [] です。

なお、申請地は 4 月 10 日に杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案同ページ、整理番号 4 番から 5 番は関連がありますので、一括してご説明いたします。

貸主は、それぞれ所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は 4 月 10 日に川北委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、議案 30 ページ、整理番号 6 番の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は、4 月 10 日に戸田委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程 9、議案第 4 号 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。

この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。

あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第1地区の説明をお願いいたします。

吉成委員長 吉成常任委員長。
第1地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案32ページから34ページ、賃貸借1番から3番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案35ページから38ページ、所有権1番から4番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により、一時貸付された農地の売り渡しで、5年貸付タイプの定期売り渡しでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
吉成常任委員長は自席にお戻りください。
次に第2地区の説明をお願いいたします。

森委員長 森常任委員長。
第2地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案39ページから42ページ、賃貸借4番から7番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案43ページから44ページ、所有権5番から6番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により、一時貸付された農地の売り渡しで、所有権5番は、5年貸付タイプの定期売り渡し、所有権6番は、5年貸付タイプの早期売り渡しでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
森常任委員長は自席にお戻りください。
次に第3地区の説明をお願いいたします。

山田委員長 山田常任委員長。
第3地区常任委員会より、ご説明いたします。
議案45ページから49ページ、所有権7番から11番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により、一時貸付された農地の売り渡しで、5年貸付タイプの定期売り渡しでございます。

次に、議案50ページ、所有権12番の譲渡人は、耕作不便な農地を譲り渡し、農作業の効率化を図るもので、譲受人は、農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)
無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
山田常任委員長は自席にお戻りください。
次に第4地区ですが、ここで、 の議事参与を制限します。
それでは、総会議案52ページ、所有権13番について説明をお願いいたします。

尾田委員長 尾田常任委員長。
第4地区常任委員会より、ご説明いたします。
第4地区常任委員会より、所有権13番について、先にご説明いたします。
議案52ページ、所有権13番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡しで、5年貸付タイプの定期売渡でございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
ここで、[]の議事参与の制限を解除します。

それでは、第4地区の残りの案件について説明をお願いいたします。

尾田常任委員長。

尾田委員長

議案51ページ、賃貸借8番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

議案53ページから57ページ、所有権14番から17番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡しで、5年貸付タイプの定期売渡でございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

尾田常任委員長は自席にお戻りください。

次に第5地区の説明をお願いいたします。

川北常任委員長。

川北委員長

第5地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案58ページ、賃貸借9番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案59ページから67ページ、所有権18番から26番の譲渡人は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡しで、所有権18から所有権25番は、5年貸付タイプの定期売り渡し、所有権26番は、5年貸付タイプの早期売り渡しでございます。

議長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

川北常任委員長は自席にお戻りください。

次に第6地区の説明をお願いいたします。

坂野常任委員長。

坂野委員長

第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案68ページから70ページ、賃貸借10番から12番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業5年貸付タイプによる一時貸し付けでございます。

次に、議案71ページ、所有権27番は、公益財団法人北海道農業公社の農地保有合理化事業により一時貸付された農地の売り渡しで、5年貸付タイプの定期売り渡しでございます。

次に、議案72ページ、所有権28番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案73ページ、所有権29番の譲渡人は、耕作不便な農地を譲り渡して、農作業の効率化を図るもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

次に、議案74ページ、所有権30番の譲渡人は、他産業に従事しており耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を

議 長	図るものです。 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 坂野常任委員長は自席にお戻りください。 次に、第7地区の説明をお願いいたします。 長森常任委員長。
長森委員長	第7地区常任委員会より、ご説明いたします。 議案75ページから77ページ、所有権31番から33番の譲渡人は、離農のため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。 次に、議案78ページ、所有権34番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。 次に、議案79ページ、使用貸借1番の貸主は、使用貸借により農地を貸し付けて、経営の安定を図るもので、借主は、農地を借り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 長森常任委員長は自席にお戻りください。 日程10、議案第5号、現況証明についてを上程いたします。 今月は、全地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。 まず、岩見沢地区について、説明をお願いします。 松田担当委員。
松田委員	それでは、総会議案80ページ、議案第5号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。 4月10日に、西村委員、柿崎委員と、わたくし松田、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について、ご報告いたします。今回の岩見沢地区の調査件数は4件です。 まず、総会議案81ページ、整理番号1番の申請地は、年月日不詳だが、宅地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。 次に、総会議案同ページ、整理番号2番の申請地は、年月日不詳だが田として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており農地性が認められるものと判定しております。 次に、総会議案同ページ、整理番号3番の申請地は、年月日不詳だが、宅地及び雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。 次に、総会議案83ページ、整理番号4番、の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、資材置場兼駐車スペースとなっており農地性は認められないものと判定しております。

議長

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。
質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。
松田委員は自席にお戻りください。

次に、北村地区について、説明をお願いします。

伊藤担当委員。

伊藤委員

それでは、北村地区の説明をいたします。

4月10日に、今野委員、平委員と、わたくし伊藤、事務局伊藤主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の北村地区の調査件数は1件です。

総会議案83ページ、整理番号5番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が北村地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

伊藤委員は自席にお戻りください。

次に、栗沢地区について、説明をお願いします。

定塚担当委員。

定塚委員

それでは、栗沢地区の説明をいたします。

4月10日に、高嶋委員、坂野委員と、わたくし定塚、事務局小林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の栗沢地区の調査件数は4件です。

まず、総会議案83ページ、整理番号6番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案85ページ、整理番号7番の申請地は、年月日不詳だが、畑として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており農地性が認められるものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号8番の申請地は、年月日不詳だが、田として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており農地性が認められるものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号9番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

議長

以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

定塚委員は自席にお戻りください。

次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月5月の総会ですが、5月30日(木)午後3時00分から、市役所2階会議室1・2・3で開催いたします。

来月5月の現況証明願いの現地調査は、5月13日（月）午後1時30分からの実施の予定といたします。

指名委員につきましては、1 番澁谷委員、3 番吉成委員、6 番東委員、9 番川北委員、13 番近藤委員、19 番森委員、25 番杉村委員、27 番岩瀬委員、35 番日笠委員となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。